

〔信用回復の措置〕

第一〇六条 故意又は過失により特許権又は専用実施権を侵害したことに由り特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を害した者に対しては、裁判所は、特許権者又は専用実施権者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

〔第三十条で準用する特許法第六六条〕

第三〇条 特許法第四四條の二から第六五條まで（具體的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、主張の制限及び書類の提出等）及び第六五條の二の十一から第六六條まで（損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等、当事者等間の公開停止及び信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。この場合において、同法第四四條の四中「次に掲げる決定又は審決が確定した」とあるのは「第一号に掲げる審決が確定した又は第三号に掲げる訂正があつた」と、「当該決定又は審決が確定した」とある

〔第四十一條で準用する特許法第六六条〕

第四一 條 特許法第四四條の二から第六五條まで（具體的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、主張の制限及び書類の提出等）、第六五條の二の十一から第六五條の六まで（損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）及び第六六條（信用回復の措置）の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

〔第三十九條で準用する特許法第六六条〕

第三九 條 特許法第三三條（過失の推定、第四四條の二（具體的態様の明示義務）、第四四條の三第一項及び第二項（特許権者等の権利行使の制限）、第六五條（書類の提出等）、第六五條の二の十一から第六五條の六まで（損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）並びに第六六條（信用回復の措置）の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

第三節 特許料

(特許料)

第一〇七条 特許権の設定の登録を受け
る者又は特許権者は、特許料として、
特許権の設定の登録の日から第六十七
条第一項に規定する存続期間（同条第
四項の規定により延長されたときは、
その延長の期間を加えたもの）の満了
までの各年について、一件ごとに、次
の表の上欄に掲げる区分に従い同表の
下欄に掲げる金額を納付しなければな
らない。

各年の区分	金額
第一年から 第三年まで	毎年二千五百円に「請求項に つき二百円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年六千四百円に「請求項 につき五百円を加えた額

特許法第一〇七条

のは「当該審決が確定した又は訂正があつた」と、同条第三号中「訂正をすべき旨の決定又は審決」とあるのは「実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

第三節 登録料

(登録料)

第二条 実用新案権の設定の登録を受け
ける者又は実用新案権者は、登録料とし
て、実用新案権の設定の登録の日か
ら第十五条に規定する存続期間の満了
の日までの各年について、一件ごとに、
次の表の上欄に掲げる区分に従い同表
の下欄に掲げる金額を納付しなければ
ならない。

各年の区分	金額
第一年から 第三年まで	毎年二千五百円に「請求項に つき二百円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年六千四百円に「請求項に つき二百円を加えた額

実用新案法第二条

第三節 登録料

(登録料)

第四〇条 意匠権の設定の登録を受け
る者又は意匠権者は、登録料として、第
二十一條に規定する存続期間の満了ま
での各年について、一件ごとに、次に
掲げる金額を納付しなければならな
い。

- 一 第一年から第三年まで 毎年
八千五百円
- 二 第四年から**第二十五年**まで 毎
年一万六千九百円

意匠法第四〇条

第三節 登録料

(登録料)

第四〇条 商標権の設定の登録を受け
る者は、登録料として、一件ごとに、
二千八百円に区分（指定商品又は
指定役務が属する第六条第二項の政令
で定める商品及び役務の区分をいう。
以下同じ。）の数を乗じて得た額を納
付しなければならない。

- 2 商標権の存続期間の更新登録の申請
をする者は、登録料として、一件ごと
に、三万八千八百円に区分の数を乗じ
て得た額を納付しなければならない。

商標法第四〇条

第七年から第九年まで	毎年一万九千三百円に一請求項につき千五百円を加えた額
第十年から第二十五年まで	毎年五万五千四百円に一請求項につき四千三百円を加えた額

- 2 前項の規定は、国に属する特許権には、適用しない。
- 3 第一項の特許料は、特許権が国又は第九十九条若しくは第九十九条の二の規定若しくは他の法令の規定による特許料の軽減若しくは免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する特許料の金額(減免を受けざる者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。
- 4 前項の規定により算定した特許料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 第一項の特許料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙

第七年から第十年まで	毎年一万八千円に一請求項につき九百円を加えた額
------------	-------------------------

- 2 前項の規定は、国に属する実用新案権には、適用しない。
- 3 第一項の登録料は、実用新案権が国又は第三十二条の規定若しくは他の法令の規定による登録料の軽減若しくは免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する登録料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。
- 4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙

- 2 前項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。
- 3 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、**同項**の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。
- 4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙

- 3 前二項の規定は、国に属する商標権には、適用しない。
- 4 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。
- 5 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 6 第一項又は第二項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、

をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(特許料の納付期限)

第〇八条 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料は、特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第四年以後

の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならない。ただし、特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日(以下この項において「謄本送達日」という。)がその延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の末日から起算して前二十日目に当たる日以後であるときは、その年の次の年から謄本送達日の属する年(謄本送達日から謄本送達日

をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(登録料の納付期限)

第三条 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料は、実用新案登録出願と同時に(第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による出願の分割があつた場合にあつては、その出願の変更又は出願の分割と同時に)一時に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第四年以後

の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(登録料の納付期限)

第四三条 前条第二項第一号の規定による第一年分の登録料は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第二、三年以後

の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(登録料の納付期限)

第四一条 前条第一項の規定による登録料は、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第四年以後

の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。